

# 千葉県報

定例  
令和5年5月9日

## 主 要 目 次

- 公安委員会告示  
公安委員告示  
1 警備員指導教育責任者講習の実施（二件）
- 土地区画整理事業の換地計画の縦覧  
特定調達公告  
三
- 入札公告（二件）  
三

## 公 安 委 員 会 告 示

### 千葉県公安委員会告示第9号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和5年5月9日

千葉県公安委員長 羽 田 明

- 講習に係る警備業務の区分  
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）に係る講習
- 講習の期日及び時間  
令和5年7月12日（水曜日）から20日（木曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 講習の場所  
千葉市中央区新田町4番22号 サンライト7階
- 受講対象者  
（1）最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者  
（2）警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者  
（3）規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続

して1年以上3号警備業務に従事しているもの

（4）規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。）に係る旧規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けている者

（5）旧規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの

5 受講定員  
10人

6 講習業務の委託  
講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。

7 受講申込手続等  
（1）受講申込手続  
ア 申込方法

受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者については、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。  
なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

イ 受講申込票受付期間等

令和5年5月29日（月曜日）から6月2日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで

（2）受講者決定通知

受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。  
なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。

（3）受講手続等

ア 受講手続

受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。

イ 受講申込書受付期間等

令和5年6月19日（月曜日）から23日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで

<p>ウ 添付書類</p> <p>(ア) 4 (1) に該当する者 3号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>(イ) 4 (2) に該当する者 合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 4 (3) に該当する者 合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 4 (4) に該当する者 合格証の写し</p> <p>(オ) 4 (5) に該当する者 合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(4) 受講手数料等</p> <p>ア 受講手数料 38,000円</p> <p>イ 納入方法 千葉県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。</p> <p>8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110</p>	<p>育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 検定規則附則第3条の規定による陸上前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。）に係る旧検定規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けている者</p> <p>(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>5 受講定員 10人</p> <p>6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>7 受講申込手続等</p> <p>(1) 受講申込手続 ア 申込方法 受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。</p> <p>イ 受講申込票受付期間等 令和5年5月29日（月曜日）から6月2日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで</p> <p>(2) 受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を</p>
<p>千葉県公安委員会告示第10号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。 令和5年5月9日</p> <p>千葉県公安委員長 羽田 明</p> <p>1 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）に係る講習</p> <p>2 講習の期日及び時間 令和5年7月18日（火曜日）の午後1時から午後5時まで並びに同月19日（水曜日）及び20日（木曜日）の午前9時から午後5時まで</p> <p>3 講習の場所 千葉市中央区新田町4番22号 サンライト7階</p> <p>4 受講対象者 3号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教</p>	

<p>受理した警察署を經由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。          なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。</p> <p>(3) 受講手続等          ア 受講手続          受講者として決定された者は、講習規則別記様式第 1 号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。          イ 受講申込書受付期間等          令和 5 年 6 月 1 9 日 (月曜日) から 2 3 日 (金曜日) までの午前 9 時から午後 4 時まで          ウ 添付書類          (ア) 4 (1) に該当する者          3 号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面 (以下「警備業務従事証明書」という。)、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し          (イ) 4 (2) に該当する者          合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し          (ウ) 4 (3) に該当する者          合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し          (エ) 4 (4) に該当する者          合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し          (オ) 4 (5) に該当する者          合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し          (4) 受講手数料等          ア 受講手数料          1 4, 0 0 0 円          イ 納入方法          千葉県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。          なお、既納の受講手数料は、還付しない。          講習に関する問合せ先          千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話 0 4 3 ( 2 0 1 1 ) 0 1 1 0</p>	<p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p> <p>1 縦覧期間          令和 5 年 5 月 1 0 日から 2 3 日まで          2 縦覧場所          千葉県京田辺市京田辺警察署 (京田辺警察署 1 1 1 田 1 1 1 棟 2 階)          3 縦覧時間          午後 7 時 3 0 分 午後 5 時 3 0 分まで</p> <p style="text-align: center;"><b>特 定 調 達 公 告</b></p> <p>入札公告          次のとおり一般競争入札に付する。          令和 5 年 5 月 9 日          千葉県知事 熊谷 俊 人</p> <p>1 入札に付する事項          (1) 購入等件名及び数量 森林土木積算システム導入管理業務委託 一式          (2) 調達案件の様式等 入札説明書及び仕様書による。          (3) 履行期限 契約締結の日から令和 8 年 6 月 3 0 日まで          (4) 履行場所 森林課及び各林業事務所          (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。          (6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格          (1) 地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。          (2) 物品等入札参加業者名簿に登録されている者のうち、委託において A の等級に格付けされている者であること。          (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。          (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準 (昭和 5 7 年 1 2 月 1 日制定) に基づき指名停止及び物品調達等の契約に係る</p>
--	--

<p>暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。</p> <p>(6) (1) から(5) までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たすものであること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒260-8667 千葉県中央区市場町1番1号 千葉県農林水産部森林課治山・保安林班 電話043(223)2962</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <a href="https://www.chiba-ep-bis.superals.jp/portalPublic/">https://www.chiba-ep-bis.superals.jp/portalPublic/</a></p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和5年5月9日から6月16日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和5年7月3日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和5年7月3日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和5年7月4日午前10時 千葉県庁本庁舎16階農林水産部森林課</p> <p>4 低入札価格調査制度及び調査基準価格</p> <p>(1) この入札は、別に定める「委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。</p> <p>(2) 調査基準価格は、予定価格に100分の70を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。</p> <p>5 低入札価格調査</p> <p>(1) 最低価格入札者（以下「第1順位者」という。）の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。</p> <p>(2) 第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならないことがある。</p> <p>(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。当該調査に協力しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して4日以内（この期間に県の休日が含まれる場合にあつては、その日数は、算入しない。）に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類を提出しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格</p>	<p>の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。</p> <p>(6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。</p> <p>(7) 低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に特約条項として添付する。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。）第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年6月16日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3(2) 電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年6月16日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3(1)に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であつて、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契</p>
---	---

約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであっても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: The installation and management of the Addition system of Forest civil engineering (Iset)
- (2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 3 July, 2023
- (3) Contact point for the notice: Forest Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-2962

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年5月9日

千葉県企業局長 吉野 美砂子

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 局内共通プリンタ機器設置設定及び賃貸借 一式
  - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 履行期間 契約日から令和10年12月28日まで（賃貸借期間は令和5年12月1日から令和10年11月30日までとし、その前後の期間は導入及び撤去の期間とする。）
  - (4) 履行場所 千葉県企業局長が指定する場所
  - (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。
  - (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

- (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- (6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県企業局管理 262-8512 千葉県花見川区幕張町五丁目417番地24 千葉県企業局管理部経理課契約班 電話043(211)8589
- (2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>

- (3) 入札説明書の交付期間 令和5年5月9日から5月29日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (4) 入札書の提出期限

ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和5年6月22日午後5時

イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和5年6月22日午後5時

(5) 開札の日時及び場所 令和5年6月23日午前9時 千葉県企業局入札室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ア 入札保証金 免除
  - イ 契約保証金 千葉県企業局財務規程（昭和39年千葉県水道局管理規程第6号。以下「財務規程」という。）第145条の規定によるものとする。
- (3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県企業局長から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札参加資格の確認
  - ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。
  - (ア) 提出期限 令和5年5月29日午後5時
  - (イ) 提出先 3(2)電子入札システムのURLに同じ。
- イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3(1)に示す場所

において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。

(ア) 提出期限 令和5年5月29日午後5時

(イ) 提出場所 3(1)に示す場所

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県企業局長が判断した入札者であつて、財務規程第158条第1項の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めるときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。

(9) 契約の変更又は解除 この公告に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の上水道事業会計予算においてこの契約に係る経費の減額又は削除があつた場合は、この契約を変更し、又は解除することがある。

(10) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: The setting up and leasing of common printers use in the bureau (1set)

(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 22 June, 2023

(3) Contact point for the notice: Accounting Division, Administration Department, Chiba Prefectural Public Enterprises Bureau, 5-417-24 Makuhari-cho, Hanamigawa-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 262-8512 Japan TEL 043-211-8589

購読料 本号 一部 一八円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八